

# 鳥取市製造業再エネ・省エネ設備導入促進補助金

コロナ禍、円安、原材料・燃油高騰などによりエネルギー確保が困難となっている  
市内中小企業者が行う再エネ・省エネ効果の高い設備の導入を支援します。

補助対象事業	鳥取市内の事業所における再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備の導入		
補助対象者	・鳥取市内に事業所を有する製造業（中小企業、個人事業主） ・鳥取市内で1年以上事業を営んでおり継続の意思があること ・鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）に規定する暴力団等でないこと ・市税等の未納が無いこと		
補助対象経費	調査費、設計費、設備費、工事費（改修費含む）、設備処分費		
補助対象設備 ・補助額	①、②、④は単独申請可。③は①、②、④のいずれかとの併用に限り ※全て未使用品のみ対象		
	区分	対象となる設備	補助率
	①発電、蓄電設備 ※新設・増設どちらも可	・自家消費型太陽光発電設備 ・小型風力発電設備 ・蓄電池	1/2 補助上限 700万円
	②高効率な省エネ機器 ※省エネ診断で対象となった 設備・機器の更新に限る ※生産設備は対象外	高効率空調設備、業務用給湯器、高効率ボイラ、高効率変圧器、冷凍冷蔵設備、高効率照明、コージェネレーションシステム、節水型トイレ など	
	③電気自動車とV2H充放電設備 ※補助上限：1組につき20万円 （すでにいずれかを導入済みの 場合は単独で10万円） ※補助上限組数：5組（台）	・EV、PHV、PHEV （経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象かつ初度登録前の車両） ・V2H充放電器	
④エネルギーマネジメントシステム ム機器	エネルギーマネジメントシステム （BEMS、HEMS、FEMS） デマンドコントローラー （消費電力の見える化を図る機能、警報機能及び省エネ設備等を制御する機能を有するもの）		
その他要件	・エネルギー使用量やエネルギー転換率が定量的に把握できるなど、省エネやCO2排出量の抑制に貢献すると認められるもの （設備等導入後3年間、エネルギー使用量実績等を報告いただきます） ・①、②、④の補助対象経費の合計額が200万円以上であること ・居住用途（共用部など区分が明確でない場合を含む）に該当しないこと ・リース契約でないこと ・補助金の交付は1事業者につき1回限りとする ・鳥取県制度（鳥取県再エネ100宣言RE Action推進事業補助金）との併用可 ・③のみ鳥取県及び国（クリーンエネルギー自動車導入促進補助金）との併用可		
交付申請締切	令和5年9月29日(金) ※申請金額が予算に達し次第、受付終了		
実績報告締切	令和6年2月29日(木) ※同日までに設置、納品、支払及び実績報告できない事業は対象外		



補助要件等の詳細について  
は鳥取市HPをご覧ください

鳥取市 製造業再エネ補助



<お問い合わせ>

鳥取市 経済観光部  
企業立地・支援課 企業支援係  
TEL：0857-20-3223  
FAX：0857-20-3947  
E-mail：ricchi@city.tottori.lg.jp